

神戸市立児童発達支援センターにおける個別対応職員加配実施要綱

こども家庭局家庭支援課長決定（令和6年1月1日改定）

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市が設置する児童発達支援センターのうち小学校就学前の児童を対象とするもの（以下この要綱において「対象施設」という。）において、通所児童の生命と安全を確保し、児童の状況に応じた発達支援を行うことを目的として、児童福祉法及び関連法令に規定する配置基準を超えて職員を加配（以下この要綱において「個別加配」という。）するために必要な事項を定める。

（対象児童）

第2条 個別加配の対象となる児童は、対象施設に通所する児童のうち、以下に該当するものとする。

(1)知的・発達障害児クラスに通所する児童

当該児童の有する疾患等の状況により、当該児童または他の通所児童の生命、健康または安全を確保するうえで職員の個別対応の必要性が極めて高いもの

(2)肢体不自由児クラスまたは難聴児クラスに通所する児童

日常的に人工呼吸器を装着しているまたはこれと同程度の高度の医療的ケアを要するもの

（個別加配職員）

第3条 この要綱により個別加配を行う職員は、保育士（保育士資格のない者で保育業務に従事する者を含む）または看護師（看護師または准看護師の資格を有する者に限る）であるパート職員とする。

2 個別加配を行う職員の人数は、原則として個別加配の対象となる児童1名につき1名とする。

3 個別加配を行う職員の勤務日時は、原則として個別加配の対象となる児童が通所を予定している日時と同じとする。

（対象施設の状況）

第4条 第2条の規定により個別加配の対象となる児童がある場合においても、当該児童が通所する対象施設の通所児童数が障害別クラスの定員の概ね9割に満たないときは、原則として個別加配は行わない。ただし、対象児童の状況により看護師の個別加配が必要な場合その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

（個別加配の決定手続）

第5条 対象施設に通所しようとする児童または既に通所している児童について、当該施設の施設長が個別加配の必要があると思料するときは、様式1（個別対応評価依頼書）を当該児童の状況がわかる資料とともに、総合療育センター及びこども家庭センターへ提出する。

2 総合療育センターは、前項の依頼があったときは、速やかにその旨をこども家庭センターへ連絡し、必要な調整を行う。

3 総合療育センター及びこども家庭センターは、前項の連絡調整を行った後、必要に応じて対象児童の観察や対象施設の意見の聴取など個別対応の必要性を評価するために必要な調査を

行う。

- 4 総合療育センター及びこども家庭センターは、前項の調査結果を踏まえ、別紙「個別対応必要性評価基準」に基づき、様式2（個別対応必要性評価票）を協議のうえ作成し、必要な資料とともにこども家庭局家庭支援課へ提出する。
- 5 家庭支援課長は、前項により提出された評価票その他の資料に基づき、個別加配の要否及び加配する職員の職種を決定するとともに、その結果を様式3（個別加配要否決定通知書）により対象施設へ通知する。
- 6 前項により個別加配の決定が行われた場合は、対象施設は個別加配職員の雇用に必要な手続を行う。

（個別加配を必要とする状況の変更）

第6条 第5条により個別加配が必要と決定された後、対象児童の退所または疾病等の状態の変化などにより、個別加配を必要とする理由がなくなったときまたは当該児童について異なる職種の職員の個別対応の必要性が生じたときは、対象施設において速やかにその旨をこども家庭局家庭支援課へ連絡する。

- 2 前項の場合において、当該児童について異なる職種の職員の個別対応が必要になったときは、前条の規定に準じて、個別加配の要否の決定を行う。

附則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。